

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期北上市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岩手県北上市

3 地域再生計画の区域

岩手県北上市の全域

4 地域再生計画の目標

北上市の人口を長期スパンでみると、戦後の1947年の65,529人から1960年の70,032人まで人口増加が続いていましたが、1960年から1970年において一時的に人口減少に転じました。1975年以降は人口増加が長く続きましたが、2005年の94,321人をピークに再び人口減少に転じ、2015年には93,511人となっています。住民基本台帳によると2021年3月末の人口は92,339人となっています。国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、今後は人口減少が続き、2045年には78,235人（2015年から約16%減少）になると見込まれています。また、年齢構成別の人口割合をみると、年少人口の割合は2018年の12.9%が2030年には11.8%、2045年には10.7%と、緩やかな減少傾向が続くのに対し、老年人口の割合は増加傾向が続き、2018年には27%ですが、2030年には市の全体人口の30%以上、2045年には40%程度にまで増加すると見込まれています。

一方で、生産年齢人口は1980年の51,688人から2005年の60,303人まで増加傾向が続きましたが、2010年には58,248人と、減少に転じました。2018年には55,592人となっています。自然増減について、北上市の出生数は1989年には877人が2018年には633人と緩やかな減少傾向にあるのに対して、死亡数は増加傾向にあり、2018年の死亡数（1,025人）は1989年（561人）の約2倍となっています。

2004年までは、出生数が死亡数を上回る自然増の傾向が続いていましたが、2005年に死亡数が出生数を上回り、自然減に転じました。その後は一度自然増に戻りま

したが、2009 年以降自然減が続いています（2021 年 3 月末には 512 人の自然減）。なお、1 人の女性が一生に産む子どもの平均人数を算出した「合計特殊出生率」について、1989 年～2017 年の最大値は 1991 年の 2.00 です。合計特殊出生率は毎年増減を繰り返しながら推移しており、長いスパンでみると緩やかな減少傾向が続いていますが、2017 年には 1.57 と全国及び岩手県に比べて高い水準を保っています。

社会増減は、2008 年までは概ね転入超過の状態が続いていましたが、2009 年に 774 人の転出超過に転じ、以降は転入超過と転出超過を繰り返しています（2021 年 3 月末には 553 人の社会増）。

人口減少は、労働者数の減少、地域内の消費及び経済活動を縮小させ、本市の基幹産業である製造業、農業の担い手不足を招き、また、市財政への影響により子育て・教育・福祉サービスの低下、道路など生活インフラ整備の停滞を引き起こします。

人口減少下においても長期にわたり持続可能な都市「あじさい都市」を形成するために、国総合戦略に掲げる「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を踏まえ、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出し、それを支える「まち」の活性化に取り組む施策を展開する必要があります。

あじさい都市とは、北上市内 16 地区の地域コミュニティの活性化と、地域コミュニティごとに歩いて移動できる範囲に生活圏を支える都市機能を集中させながら、都市全体を支える核（都市基盤）や他地域と連携、共生していく都市のあり方です。

都市を構成する各地域コミュニティをあじさいの「花」に、それら各地域を支える都市基盤をあじさいの「幹」にたとえ、それぞれの地域が独自の資源を活かして自立した地域として咲き誇り、相互に連携することによって人口減少、超高齢化社会にあっても生き活きと持続的に発展できる都市の姿をイメージしたものです。

人口減少により生じる課題への対応は、将来的に人口が減ることは避けられないことから、若い世代の結婚・出産・子育て支援や移住・定住に向けた取り組みなどの人口減少に歯止めをかける対策とともに、超高齢社会への対応や生活機能の確保など、人口減少時代に対応した都市機能の維持対策にも同時に取り組むことが重要です。そこで、人口減少が地域の将来に与える影響・課題をふまえ、目指すべき将来の方向性を「持続可能なまちづくり推進プロジェクト」として整理し、次の項目を

本計画期間における基本目標として掲げます。

- ・基本目標 1 ひと-未来に輝く、未来を創る人づくり-
- ・基本目標 2 なりわい-挑戦する心を原動力とした力強い地域経済の創出-
- ・基本目標 3 暮らし-生きる喜びと生涯安心の暮らしをサポート-
- ・基本目標 4 しゅくみ-誰もが主体的に参画する市民協働の深化、より良いまちづくりに挑戦し続ける行財政改革-

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2027年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	合計特殊出生率	1.57	1.61	基本目標 1
イ	市内総生産（生産活動で生み出される付加価値）	4,014億円	4,147億円	基本目標 2
ウ	公共交通（路線バスとおに丸号）の利用者数	574,624人	574,000人	基本目標 3
エ	これからも北上市に住み続けたいと思う人の割合	88.1%	90%	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

北上市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア ひと-未来に輝く、未来を創る人づくり-に係る事業

イ なりわい-挑戦する心を原動力とした力強い地域経済の創出-に係る事業

ウ くらし-生きる喜びと生涯安心のくらしをサポート-に係る事業

エ しくみ-誰もが主体的に参画する市民協働の深化、より良いまちづくりに
挑戦し続ける行財政改革-に係る事業

② 事業の内容

ア ひと-未来に輝く、未来を創る人づくり-に係る事業

「子育て世代に選ばれる北上市」を目指して、安心の医療・良好な住環境・職住近接が一体となったメリットを活かし、本市独自の理想的な子育て環境を提供して定住促進を図り、“未来に輝く人づくり”につなげていきます。

また、充実した教育環境や豊かな生涯学習を通じ、生涯にわたって郷土文化を愛する「心」と、多様性社会において自らの道を切り拓き続ける「力」を備えた、北上市の“未来を創る人づくり”を進めます。

・具体的な取組 子育て寄り添いプロジェクト、学びの改革プロジェクト、
地域をつくる文化芸術・スポーツプロジェクト 等

イ なりわい-挑戦する心を原動力とした力強い地域経済の創出-に係る事業

住みたい・働きたいまちとしての魅力を高めるため、高い交通利便性を活かした企業集積を促進させるとともに、産業間連携による新たな挑戦を応援し、力強い地域経済を創出します。

労働力人口が減少するこれからの社会を見据え、中小企業の技術開発力と生産性の向上、持続可能な農林業を後押しする取組を展開し、幅広い世代が住み続けることのできる地域を確立します。

・具体的な取組 イノベーションチャレンジプロジェクト、「北上 × はたらく」プロジェクト 等

ウ くらし-生きる喜びと生涯安心のくらしをサポート-に係る事業

人生 100 年時代に向けて、充実した医療環境の下、地域に根付く支え合う心を次代に継承しながら、市民一人ひとりの生きる喜びと生涯安心のくらしを地域全体でサポートする体制を進化させていきます。

市内全域において、良好な住環境を支える適切な土地利用と基盤整備を着実に進めるとともに、将来世代が安心して暮らす社会を形成します。

- ・具体的な取組 いきいき元気ライフプロジェクト、いきいき元気ライフプロジェクト、私から始める減災プロジェクト 等

エ しゅくみ-誰もが主体的に参画する市民協働の深化、より良いまちづくりに挑戦し続ける行財政改革-に係る事業

市民協働の指針となる、自治基本条例・まちづくり協働推進条例・地域づくり組織条例、いわゆる「まちづくり関係条例」を実践する市民活動団体や地域づくり組織の一層の活性化を後押しするとともに、子ども、高齢者、障がい者、転入者、外国人等、誰もがまちづくりに主体的に参画する市民協働の深化を進めます。

行政経営のパワーアップを目指し、開かれた行政の実現と行財政改革に取り組むとともに、職員一人ひとりが「市民がまちづくりの主体である」との認識のもと、より良いまちづくりに挑戦し続ける組織の進化を図ります。

- ・具体的な取組 市民が創る・まち育てプロジェクト、自治体のスマート化プロジェクト 等

※なお、詳細は北上市総合計画 2021～2030 のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

7,510,500 千円（2021 年度～2027 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度3月に産学官金労言士等の代表や外部有識者から構成される北上市基本構想等審議会により効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検討後速やかに北上市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日まで